

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第1区分

【発行日】平成16年12月9日(2004.12.9)

【公表番号】特表2000-508530(P2000-508530A)

【公表日】平成12年7月11日(2000.7.11)

【出願番号】特願平9-535911

【国際特許分類第7版】

C 1 2 N 9/02

A 2 3 L 1/015

A 2 3 L 3/3571

A 6 1 K 7/00

A 6 1 K 7/48

A 6 1 P 29/00

A 6 1 P 39/06

A 6 1 K 31/195

A 6 1 K 31/23

A 6 1 K 31/375

A 6 1 K 35/78

C 1 2 N 9/08

C 1 2 N 9/96

【F I】

C 1 2 N 9/02

A 2 3 L 1/015

A 2 3 L 3/3571

A 6 1 K 7/00 K

A 6 1 K 7/48

A 6 1 K 31/00 6 2 9

A 6 1 K 31/00 6 3 9 C

A 6 1 K 31/195

A 6 1 K 31/23

A 6 1 K 31/375

A 6 1 K 35/78 J

A 6 1 K 35/78 U

A 6 1 K 35/78 Y

C 1 2 N 9/08

C 1 2 N 9/96

【手続補正書】

【提出日】平成16年3月31日(2004.3.31)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

## 手 続 補 正 書

平成16年3月31日



特許庁長官 殿



## 1. 事件の表示

平成9年特許願第535911号

## 2. 補正をする者

住 所 フランス国 69007 リヨン 32 リュ  
サン-ジヤンードードュウ  
名 称 コレティカ  
(国 種) フランス国



## 3. 代理人

住 所 大阪府大阪市淀川区西中島5丁目4番20号  
中央ビル  
氏 名 弁理士 (8658) 安富康男

## 4. 補正対象書類名

明細書

## 5. 補正対象項目名

特許請求の範囲

## 6. 補正の内容

別紙のとおり



請求の範囲

1. 活性素又は活性成分の 1 つとして、ペルオキシダーゼとペルオキシダーゼ特異還元物質と呼ばれるペルオキシダーゼ補因子とからなる  $H_2O_2$  捕捉剤により安定化されたスーパーオキシドジスムターゼからなり、前記スーパーオキシドジスムターゼは、粗抽出物の状態又は精製された状態にあるスーパーオキシドジスムターゼ又はスーパーオキシドジスムターゼ複合体に対して 10 ~ 50 重量% の濃度の少なくとも 1 つの糖、及び／又は、前記  $H_2O_2$  捕捉剤以外の少なくとも 1 つのポリオールによって更に安定化されたものであることを特徴とする化粧用組成物。
2. 活性素又は活性成分の 1 つとして、ペルオキシダーゼとペルオキシダーゼ特異還元物質と呼ばれるペルオキシダーゼ補因子とからなる  $H_2O_2$  捕捉剤により安定化されたスーパーオキシドジスムターゼからなり、前記スーパーオキシドジスムターゼは、粗抽出物の状態又は精製された状態にあるスーパーオキシドジスムターゼ又はスーパーオキシドジスムターゼ複合体に対して 10 ~ 50 重量% の濃度の少なくとも 1 つの糖、及び／又は、前記  $H_2O_2$  捕捉剤以外の少なくとも 1 つのポリオールによって更に安定化されたものであることを特徴とする食用組成物。
3. 活性素又は活性成分の 1 つとして、ペルオキシダーゼとペルオキシダーゼ特異還元物質と呼ばれるペルオキシダーゼ補因子とからなる  $H_2O_2$  捕捉剤により安定化されたスーパーオキシドジスムターゼからなり、前記スーパーオキシドジスムターゼは、粗抽出物の状態又は精製された状態にあるスーパーオキシドジスムターゼ又はスーパーオキシドジスムターゼ複合体に対して 10 ~ 50 重量% の濃度の少なくとも 1 つの糖、及び／又は、前記  $H_2O_2$  捕捉剤以外の少なくとも 1 つのポリオールによって更に安定化されたものであることを特徴とする、皮膚構造上で抗酸化活性を有する医薬用組成物。

4. 糖は、单糖及び二糖から選択されるものであり、ポリオールは、グリセロール、ソルビトール、マルチット及びマンニトールから選択されるものであることを特徴とする請求項1～3いずれか1項に記載の組成物。

5. スーパーオキシドジスマターゼの割合は、組成物の全重量の0.01～1.0重量%であることを特徴とする請求項1～4いずれか1項に記載の組成物。

6. スーパーオキシドジスマターゼに添加されるペルオキシダーゼの量は、スーパーオキシドジスマターゼの1単位当たりペルオキシダーゼ約0.01～約1単位であることを特徴とする請求項1～5いずれか1項に記載の組成物。

7. ペルオキシダーゼ酵素補因子は、0.001M～1Mの濃度で存在することを特徴とする請求項1～6いずれか1項に記載の組成物。

8. 抗酸化剤が添加されることを特徴とする請求項1～7いずれか1項に記載の組成物。

9. 抗酸化剤は、トコフェロール類及びトコフェロールエステル類から選択される親油性抗酸化剤であり、目的組成物の全重量に対して0.01～3重量%の濃度で添加されることを特徴とする請求項8記載の組成物。

10. 前記ペルオキシダーゼは、西洋ワサビのペルオキシダーゼ、ラクトペルオキシダーゼ、グルタチオンペルオキシダーゼ、及び、脊髄のペルオキシダーゼ(即ちミエロペルオキシダーゼ)からなる群より選択されるものであり、ペルオキシダーゼ特異還元物質は、グルタチオン、フェノール、グアイアコール、ピロガロール、メシトール、3,5-ジクロロ-2-ヒドロキシベンゼンスルホン酸、アニリン、p-トルイジン、o-フェニレンジアミン、メシジン、アスコルビン酸、ジヒドロキシマレイン酸、チトクロムC、ヨウ化物、尿酸、フェノールフタレン、2,2'-アジドージ(3-エチルベンゾチアゾリン-6-スルホン)

酸、 $\text{SCN}^-$ 、 $\text{Cl}^-$ 、 $\text{Br}^-$ 及び $\text{I}^-$ から選択されるものであることを特徴とする請求項 1 ~ 9 いずれか 1 項に記載の組成物。

11. スーパーオキシドジスムターゼは、発芽後の植物の種子から抽出により得られたものであることを特徴とする請求項 1 ~ 10 いずれか 1 項に記載の組成物。

12. 植物の種子は、穀類の粒又はマメ科の植物の種子若しくは油料植物の種子であることを特徴とする請求項 11 記載の組成物。

13. 穀類は、小麦又は大麦からなり；マメ科の植物の種子は、ヒラマメ又はエンドウマメからなり；油料植物の種子は、大豆の種子からなることを特徴とする請求項 12 記載の組成物。

14. 前記大麦は、春又は冬の品種のものであることを特徴とする請求項 13 記載の組成物。

15. 前記発芽は、管理されて行われるものであり、水分で湿らせた空気又は水分で湿らせた媒体中で、4°C ~ 50°C の温度で 1 日以上かけて行われるものであることを特徴とする請求項 11 ~ 14 いずれか 1 項に記載の組成物。

16. 前記発芽は、発芽を促す薬剤の存在下に行われるものであることを特徴とする請求項 15 記載の組成物。

17. 前記発芽は、常温で又は冷却して行われるものであることを特徴とする請求項 15 又は 16 記載の組成物。

18. スーパーオキシドジスムターゼは、植物の種子から抽出されたものであり、植物のペルオキシダーゼによって安定化されているものであることを特徴と

する請求項 1 ~ 1 7 いずれか 1 項に記載の組成物。

19. 前記植物のペルオキシダーゼは、黒ラディッシュから抽出されたものであることを特徴とする請求項 1 8 記載の組成物。

20. 前記ペルオキシダーゼ補因子は、尿酸、アスコルビン酸及びジヒドロキシマレイン酸からなる群より選択されることを特徴とする請求項 1 ~ 1 9 いずれか 1 項に記載の組成物。

21. スーパーオキシドジスムターゼの割合は、組成物の全重量のおよそ 5 重量%であることを特徴とする請求項 1 ~ 2 0 いずれか 1 項に記載の組成物。

22. ペルオキシダーゼとペルオキシダーゼ特異還元物質と呼ばれるペルオキシダーゼ補因子とからなる  $H_2O_2$  捕捉剤により安定化されたスーパーオキシドジスムターゼに基づく複合体製品の使用であって、前記スーパーオキシドジスムターゼは、粗抽出物の状態又は精製された状態にあるスーパーオキシドジスムターゼ又はスーパーオキシドジスムターゼ複合体に対して 10 ~ 50 重量% の濃度の少なくとも 1 つの糖、及び / 又は、前記  $H_2O_2$  捕捉剤以外の少なくとも 1 つのポリオールによって更に安定化されたものであって、かつ、抗酸化活性を有する化粧用組成物の主な活性成分の 1 つとして用いるものであり、前記複合体は請求項 1 ~ 2 1 のいずれか 1 項に定義されているものである、複合体製品の使用。

23. ペルオキシダーゼとペルオキシダーゼ特異還元物質と呼ばれるペルオキシダーゼ補因子とからなる  $H_2O_2$  捕捉剤により安定化されたスーパーオキシドジスムターゼに基づく複合体製品の使用であって、前記スーパーオキシドジスムターゼは、粗抽出物の状態又は精製された状態にあるスーパーオキシドジスムターゼ又はスーパーオキシドジスムターゼ複合体に対して 10 ~ 50 重量% の濃度の少なくとも 1 つの糖、及び / 又は、前記  $H_2O_2$  捕捉剤以外の少なくとも 1 つのポリオールによって更に安定化されたものであって、かつ、皮膚構造上で抗酸

化活性を有する医薬用組成物の主な活性成分の1つとして用いるものであり、前記複合体は請求項1～21のいずれか1項に定義されているものである、複合体製品の使用。

24. ペルオキシダーゼとペルオキシダーゼ特異還元物質と呼ばれるペルオキシダーゼ補因子とからなるH<sub>2</sub>O<sub>2</sub>捕捉剤により安定化されたスーパーオキシドジスムターゼに基づく複合体製品の使用であって、前記スーパーオキシドジスムターゼは、粗抽出物の状態又は精製された状態にあるスーパーオキシドジスムターゼ又はスーパーオキシドジスムターゼ複合体に対して10～50重量%の濃度の少なくとも1つの糖、及び／又は、前記H<sub>2</sub>O<sub>2</sub>捕捉剤以外の少なくとも1つのポリオールによって更に安定化されたものであって、かつ、抗酸化活性を有し、酸化に対して安定な食用組成物の主な活性成分の1つとして用いるものであり、前記複合体は請求項1～21のいずれか1項に定義されているものである、複合体製品の使用。

25. スーパーオキシドジスムターゼは、植物由来であり、尿酸、アスコルビン酸及びジヒドロキシマレイン酸からなる群より選択されるペルオキシダーゼ補因子と組み合わせた、黒ラディッシュから抽出された植物のペルオキシダーゼによって安定化されていることを特徴とする請求項22、23又は24に記載の使用。